

平成17年度

行政改革の推進について

平成17年2月

富山県行財政改革推進本部

目 次

ページ

第1 平成17年度に取り組む行政改革の基本的な考え方	1
----------------------------	---

第2 平成17年度に実施する主な行政改革	1
----------------------	---

I 政策を推進するための組織の整備	1
-------------------	---

(1) 知事政策室の新設	2
--------------	---

(2) 重要施策推進のための体制整備	3
--------------------	---

(3) 出先機関の見直し	4
--------------	---

(4) 大学、試験研究機関への 地方独立行政法人制度導入の検討	4
------------------------------------	---

(5) 審議会等の見直し	5
--------------	---

II 人件費の抑制	6
-----------	---

III 事業の点検・見直し	7
---------------	---

IV 外郭団体の見直し	9
-------------	---

V I Tの活用	10
----------	----

VI 県民参加によるオープンでわかりやすい県政の推進	11
----------------------------	----

VII 地方分権の推進や市町村・地域の自立と支援	13
--------------------------	----

第3 実効性のある行政改革の推進	13
------------------	----

○ 附属資料

別表第1 組織機構の見直し内容	15
-----------------	----

別表第2 事務事業の見直し等における主なもの	22
------------------------	----

第1 平成17年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

行政改革についてはこれまでも、限られた財源で県民のニーズに的確に応え、簡素で効率的な行政を進めるため、事務事業の見直しや組織の再編・整備、人件費の抑制などに取り組んできたところである。

しかし、本県の財政は、平成16年度に行われた地方交付税等の大幅な削減、公債費や福祉・医療などの義務的経費の増大等による構造的な収支不足が生じ、これに対応するため、中期的に財政構造の改革に取り組むこととした。

平成17年度予算で、**過去最大のマイナスシーリングを設定**し、歳出の削減に取り組んだが、収支不足を解消するには至らず、**職員給与の3年間の減額措置**を講じることとしたほか、当面、財政健全化債の発行等により対応することとなった。

今後、収支不足の抜本的な改善を図るため、引き続き、県税等の歳入の確保、徹底した事務事業の見直し、組織や職員数の適正化等を積極的に推進し、現場の声や納税者の目線を重視した、**実効性のある行財政改革**を進め、**県民のニーズに的確に応じていく**必要がある。また、こうした取組みを進めるにあたっては、職員の意識改革や資質の向上を図り、職員自らが積極的に行行政改革に取り組むことが重要であると考えている。

以上の認識に立って、県民、県議会、市町村及び関係団体等の理解と協力を得ながら、行政改革を推進し、県民の期待に応えられる県財政の健全化の実現を図る。

第2 平成17年度に実施する主な行政改革

I 政策を推進するための組織の整備

1 基本的な考え方

県民生活を取巻く時代の変化に即応し、**県民ニーズに沿ったスピード重視の県政**を進めるため、**県の意思決定の迅速化**を図る。

このため、**総合的な取組みが必要な課題**について、**知事直轄の「知事政策室」**を設け、**県庁組織の縦割り**を排し、**県民の意見や現場の実情**を踏まえ、**総合的かつスピーディー**に対処する。また、各部において**重要な施策を重点的に進めるため、必要な体制整備**を図る。

さらに、簡素で効率的な組織とするために、市町村合併などの社会情勢の変化等をふまえ、**出先機関のあり方を総合的に点検し見直し**を行う。

2 平成17年度の主な実施内容（時期を明記したもの以外は、17年4月に実施）

主なポイント

- 1 少子化や子育て支援対策など、各部局単独では対応が難しい重要課題について、「知事政策室」を設置、各課題ごとにスタッフを配置、戦略的な政策立案や部局間の調整の推進
- 2 新しい総合計画の策定など緊急かつ重要な施策の推進、体制を整備
- 3 県税事務所の統合（17年10月実施）など、出先機関の総合的な点検・見直し
- 4 大学、試験研究機関についての独立行政法人制度の導入の積極的な検討

（1）知事政策室の新設

① 知事政策室の新設と特定重要課題スタッフの配置

各部局単独では対応が難しい重要課題について、各部局間の総合調整機能を強化し迅速に対応するため、新たに知事直轄の「知事政策室」を設置する。

知事政策室は部局に相当する組織として、部長クラスの室長を置く。重要課題に対処するための戦略的な政策立案を行うほか、各部局間の調整や政策の具体化の指示等を行う参考事（次長級）を各課題ごとに「特定重要課題政策スタッフ」として配置する。

- 特定重要課題→「少子化対策、子育て支援」
「まちづくり、観光振興、国際交流」
「航空路線、新幹線、並行在来線」

② 政策スタッフの配置と総合計画班の設置

さらに知事政策室に、現在、総合政策課で所管している政策の企画・調整、広域連携、危機管理に係る各担当を「政策スタッフ」として配置し、特定重要課題政策スタッフとの連携を図る。（総合政策課は廃止）

また、新たな総合計画を策定する「総合計画班」を設置する。

③ 課の設置

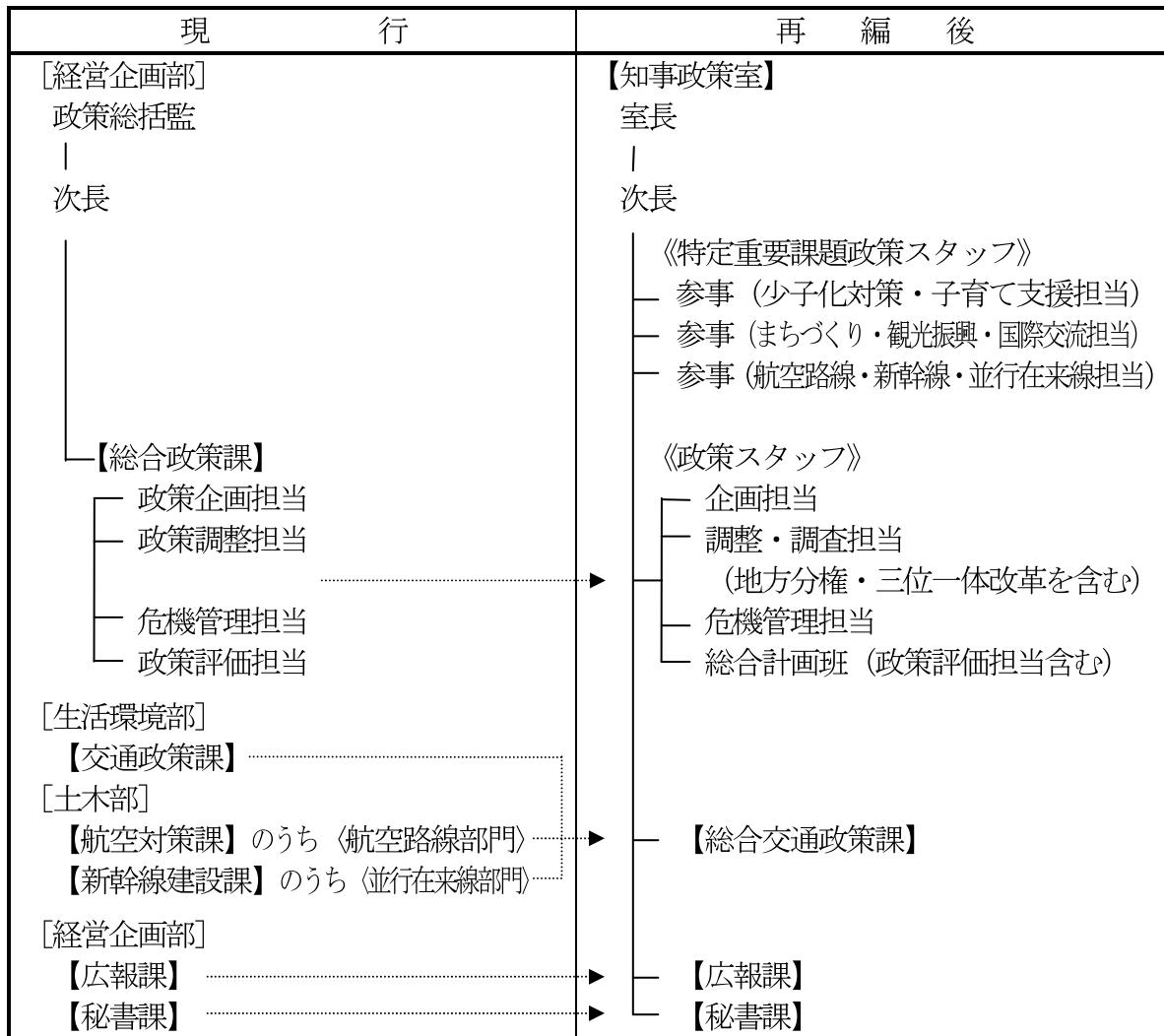
上記スタッフのほか、知事政策室には「広報課」、「秘書課」、「総合交通政策課」の3課を設置する。

- ・「広報課」、「秘書課」は経営企画部から移管
- ・「総合交通政策課」は生活環境部の交通政策課所管の事務に、土木部航空対策課及び新幹線建設課で各自所管していた事務のうち、航空路線開設や並行在来線関係事務も含めて「総合交通政策課」とし、交通政策を総合的に企画推進

④ 部の名称変更

経営企画部から企画、広報部門等を移管したことから、経営企画部の名称を「経営管理部」に変更する。

(知事政策室の機構図)



(2) 重要施策推進のための体制整備

各部において、緊急かつ重要な施策を重点的、効率的に実施するため、次のとおり体制整備を図る。

課 名	目 的	体制整備の内容
知事政策室	新しい総合計画の策定を行うとともに政策評価との連携を図る	「総合計画班」を設置し、総合政策課の政策評価担当も配置
消防防災課	国民保護計画の策定と防災対策との連携	国民保護担当と防災係を改組し、「国民保護・地域防災班」を設置
生活文化課	「新世紀とやま文化振興計画（仮称）」の策定と総合的な文化施策の推進	芸術文化係と文化URUO I係を統合し、「文化振興班」を設置
児童青年家庭課	子育て支援体制の強化	児童福祉係を「子育て支援班」に改組・拡充
経営支援課	「とやま起業未来塾」の推進など若者、女性、熟年等の創業を積極的に支援	診断係と工業振興係を再編し、「創業・ベンチャー係」と「地域産業係」を設置

(3) 出先機関の見直し

① 機能の充実

ア 児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、富山、高岡の児童相談所の相談判定課に「相談支援班」と「判定班」を設置する。

イ 中央病院について医療の安全管理体制の充実を図るため、「医療安全管理室」を設置する。また、透析業務の責任体制のより明確化を図るため、医療局に「血液浄化療法科」を設置する。

② 効率化の観点から見直すもの

ア 県税の賦課徴収機能を強化するため、4つの県税事務所を統合し「総合県税事務所」を富山総合庁舎に設置する。(平成17年10月実施)

- ・廃止となる県税事務所(魚津、高岡、砺波)には、県税に関する一般的な相談や、窓口収納を行う相談室を設置
- ・自動車税と自動車取得税の賦課徴収事務を自動車税センターへ一元化する。
- ・自動車税をコンビニエンスストアにおいても納税できるよう準備を進める。

イ 業務量の変化、IT化の進展により、東京事務所の総務課及び行政第二課第一係を廃止する。

ウ 検査業務等の減少と繁閑に応じた柔軟な業務執行体制のために、計量検定所の課制を廃止する。

エ 農業改良助長法の改正に伴い、農業改良普及センターを「農業普及指導センター」に改め、センターの地域普及課の課・班体制を再編する。

オ 森林法の改正に伴い、農地林務事務所の林政班と普及班を統合する。

③ 市町村合併の進展にあわせ見直すもの

ア 合併する町村の生活保護などの福祉事務や保健予防などの保健所の事務が新富山市に移管されることから、中部厚生センターの八尾支所を廃止するとともに、同センター本所の組織を見直し、環境衛生薬事班と試験検査班を統合し「環境薬事検査班」を設置する。また、砺波厚生センターの福祉課の職員配置を見直す。

イ 合併する町村の建築確認申請の事務が新富山市の事務となることから、富山土木センター建築課の職員配置を見直す。

(4) 大学、試験研究機関への地方独立行政法人制度導入の検討

地方独立行政法人制度は、目標管理、評価制度、弹力的な組織体制などによって、効果的・効率的な行政サービスの提供が期待される。県立大学や試験研究機関における導入の効果、コスト等に関する具体的な検討を行い、制度導入のメリットがあると認められるものについては、その早期の実現を図る。

(5) 審議会等の見直し

ア 審議会等のあり方を見直し、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、所期の目的を達成したものなどについて、引き続き廃止または統合を行う。

〔 削減目標：平成14～16年度で124審議会の10%程度削減
平成17年2月現在 16審議会（12.9%）を廃止 〕

イ 審議会等への女性の参画を促進する。

〔 達成目標：平成17年度末における女性委員の割合が30%超
平成16年6月1日現在 29.3% 〕

ウ 県民の県政への参画をより一層促進するため、委員公募制の拡充に努める。

〔 達成目標：平成17年度末で20%以上の審議会等で導入
平成17年2月現在 23審議会等（16.0%）で31名 〕

II 人件費の抑制

1 基本的な考え方

県を取巻く極めて厳しい行財政環境をふまえ、新たな定員適正化計画を策定し、今後も引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹するものとする。

また、給与については、民間並びに国や他の都道府県との均衡等を総合的に勘案し、引き続きその適正化に努めるとともに、大幅な財源不足に対応するために、給料の減額措置を行う。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 新定員適正化計画に基づき 5年間で 10% の職員数の削減
- 2 特別職（知事 10% 等）、一般職（管理職 5%、その他 3%）の給料を 3年間減額

（1）新定員適正化計画に基づく職員数の削減

平成17年度から5年間で一般行政部門の職員数4,159人の10%、416人を削減する。（対平成11年度16.4%削減）

また、この計画の実施にあたっては、公の施設の指定管理者制度を導入するとともに、地方独立行政法人化について具体的な検討を進める。

なお、教育・企業・警察等の特定行政部門においても、一般行政部門における削減の考え方を参考に定員の適正化に努めることとしている。

（2）特別職の給料について一定期間の減額措置

- ・期間：平成17年4月～平成20年3月
- ・削減率：知事 △10% 副知事、出納長、常勤監査委員、教育長 △7%

（3）一般職の給料について一定期間の減額措置

- ・期間：平成17年4月～平成20年3月
- ・削減率：管理職 △5% その他の職員 △3%

（4）管理職手当の支給割合の見直し

各職位ごとにライン職とスタッフ職が同率となっている管理職手当の支給割合を管理・監督者としての職務の特殊性や責任の度合いの観点から見直し、スタッフ職の支給割合を引き下げる

職位	ライン職	スタッフ職
部長級	25%	25%→23%
次長・室長級	20%	20%→18%
課長級	16%	16%→14%

（5）特殊勤務手当の見直し

勤務の特殊性、困難性の観点から再検討し、必要性の薄れたものについて見直しを行う。

III 事業の点検・見直し

1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに応えていくため、より少ない人員・経費で質の高い県民サービスが提供できるよう、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 評価体系や評価指標を見直すとともに、政策評価を予算編成等に積極的に活用
- 2 全事務事業（約2,400事業）の点検を行い、**565件の事業を見直し、約31億6千万円の節減**
- 3 県が管理委託している施設について、**18年4月からの指定管理者制度の導入に向け準備を推進**
- 4 各課に共通する内部管理事務の効率化に向け、システムの概要設計を実施
- 5 職務の目標達成度を基準とする業績評価（新しい人事評価制度）について全所属で試行を実施

（1） 政策の評価

- ① 施策や事業について、必要性、実施主体の妥当性、効率性などの観点から点検・分析を行うとともに、その役割や効果について県民にわかりやすく公表する。
- ② 成果重視、未来志向の「政策評価」となるよう、新しい総合計画の策定と合わせて評価体系や評価指標を全般的に見直し、予算編成等に積極的に活用する。

（2） 事務事業の見直し

政策評価や予算編成などを通して、県が実施している**全事務事業（約2,400事業）**の点検を行った結果、**565件**について見直しを行った。

これらによる節減予定額は、**約31億6千万円**である。

内訳	事務事業の廃止・縮小等	264件
	補助金の廃止・縮小等	134件
	民間活力の導入等	25件
	業務の効率化	130件
	その他	12件

このうち、廃止となったものは、県民海外派遣事業や敬老福祉年金、原宿でのイベントなどで、長期間実施しているものや、事業効果が小さくなったものなどを見直した。

また、外部委託などの民間活力を導入するものは、企業診断業務の外部委託、道路維持管理業務等の委託拡大などを予定している。

（これまでの実績）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
見直した件数（件）	349	419	519	501	565
節減した額（百万円）	1,316	1,457	1,790	1,861	3,162

(3) 指定管理者制度の導入

- ① 公の施設に関して、県が管理委託している 66 施設のうち **58 施設**について、平成 18 年 4 月からの制度導入に向けた準備を進める。

・制度を導入する施設	58 施設 (都市公園、体育館、美術館など)
・あり方を含めて検討中の施設	6 施設 (青少年の家など)
・直営とする施設	2 施設 (有峰林道、総合デザインセンター)

- ② 県が直接管理している施設のうち、スキージャンプ台にも制度を導入するとともに、他の施設についても、今後、随時制度導入の検討を行う。

(4) 業務改革の推進

- ① I T を活用して各課に共通する旅費や物品購入等に関する内部管理事務を抜本的に効率化するため、システムの概要設計及び業務内容の精査を行い、早期の総務センター(仮称)設置に向けた準備を進める。

- ② 業務のプロセスや事務の執行方法の改善に引き続き取り組む。

実績 平成 14 ~ 16 年度の取組みで累計 10.7 万時間の有効時間を創出
(一人あたりの年間労働時間を 1,800 時間とすると、約 60 人分に相当)

(5) 職員の資質向上と意識改革

- ① 一定期間における職務の目標達成度を基準とする「業績評価」などの新しい人事評価制度の構築に向けた取り組む。

平成 16 年度に一部の所属で実施した業績評価の試行の結果をふまえ、17 年度には全所属で試行を実施する。

- ② 「出前県庁しごと談義」やチャレンジ型人材の育成を目指した職員研修の計画的な実施等により、一層の職員の資質向上と意識改革を図る。

IV 外郭団体の見直し

1 基本的な考え方

外郭団体の見直しについては、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、団体の設立目的、業務内容、活動の実態、運営状況等について検討を行い、類似業務を行う団体の統合のほか、業務執行の効率化等運営の改善に取り組む。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 (財)富山勤労者いこいの村と(財)富山勤労総合福祉センターを統合
- 2 富山県福祉事業団の事業及び組織の縮小
- 3 富山県いきいき物産(株)などで経営改善計画に基づく経営健全化を推進

(1) 類似団体の統合等

- ① 勤労者福祉施設を運営する (財)富山勤労者いこいの村と (財)富山勤労総合福祉センターを統合し、人員の削減や共同発注など経営効率化を推進する。
- ② (財)富山県福祉事業団の縮小を進めることとし、まず舟戸荘を廃止するとともに、こどもみらい館の管理を太閤山ランドを管理している(財)富山県民福祉公園へ移管する。これにより、こどもみらい館と太閤山ランドの一体的な管理が可能となり、県民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(2) 経営改善計画に基づく経営健全化の推進

- (株)富山県産業高度化センター、富山県いきいき物産(株)、(財)富山勤労総合福祉センター、富山県道路公社について、引き続き経営改善計画に基づく経営健全化を推進する。

(3) 業務運営の改善

職員の資質向上、組織の活性化を図るため、団体間での人事交流を実施する。

V ITの活用

1 基本的な考え方

多様化する県民ニーズに的確に応え、質の高い県民サービスを提供していくためには、積極的にITを活用することが必要である。

「電腦県庁推進アクションプラン」に基づき、行政サービスの質的向上、わかりやすい県政の推進、県民の利便性の向上を図るとともに、府内LAN等情報通信基盤を活用した業務の効率化を計画的に推進する。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 電子申請をほとんどの手続き（約3,000）に拡大
- 2 リニューアルした県のホームページを活用して各種情報を発信

（1） 県民サービスの向上

- ① 17年度中に大部分の各種申請や届け出等（約3,000手続き）について、インターネットを利用して、いつでもできるようにする。
- ② 公共事業の入札や設計・施工の書類・図面を電子化するシステムの運用を拡大する。物品の入札についても電子化を図る。
- ③ 県税（法人事業税、法人県民税）について、インターネットを利用した申告の受け付けを開始する。（18年1月予定）
- ④ リニューアルした県のホームページを活用して、各種制度、イベント、統計データ等の情報を発信する。

*県トップページへのアクセス件数（11月、12月の合計件数の対前年比較）

⑮ 93,391件 ⇒ ⑯ 193,569件

（2） 業務の効率化

- ① ITを活用して内部管理事務を抜本的に効率化するため、システムの概要設計及び業務内容の精査を行い、早期の総務センター（仮称）設置に向けた準備作業を進める。（再掲）
- ② 職員による業務改革アイディア等の情報を全庁で共有し有効活用するなど、府内LAN等を活用した業務効率化を推進する。
- ③ 文書管理・電子決裁システムの活用により、事務処理の効率化を図る。
- ④ 市町村における電子自治体の構築に対し支援する。
- ⑤ ITを活用した県民サービスの目標値の設定に取組む。

VI 県民参加によるオープンでわかりやすい県政の推進

1 基本的な考え方

総合的・計画的な行政運営を推進するとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。また、ボランティア、NPOなどの行政への参画機会の拡充を図るとともに、県民の利便性の向上を進めるなど、県民が主役の開かれた県政を推進していく。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 「活力」、「未来」、「安心」を重点とした新しい総合計画を策定
- 2 知事のタウンミーティングの実施や「元気とやま目安箱」の開設
- 3 ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりの推進と地域づくりを担う人材の育成
- 4 美術館、博物館等の児童・生徒、障害者の観覧料の通年無料化
- 5 県立図書館の祝日開館など、県民が利用する施設の利便性の向上

(1) 新しい総合計画の策定

政治、経済、社会情勢が急激に変化しており、特に最近の三位一体改革に関連する地方税財政制度の改革など、地方を取り巻く環境は大きく変化していることから、富山県の進むべき方向を明らかにするため、「活力」、「未来」「安心」を重点とした新しい総合計画の策定に取り組む。

また、その着実な実現のため、各政策の目標、達成までの手順、年度等を示したアクションプランを策定する。

(2) 県民参画の拡充

- ① 知事が県民と直接対話する「タウンミーティング」を県内各地で開催する。また、企業や施設、各種団体などの現場に出向いて意見を聴く「ふれあい対話」を実施する。
中小企業との緊急対話も実施する。
- ② 「元気とやま目安箱」を開設し、郵便、ファックス、電子メール等による意見に回答するとともに、寄せられた意見の概要や県政への反映状況を公表する。
- ③ 県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。
- ④ 富山県県民意見募集手続き実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。

(3) 県民との協働

- ① NPO法人の設立を促進するため、設立等に必要な費用の助成や、総務・経理等の事務を支援するなど、ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりを進める。
- ② NPOと行政が協働で実施する「協働パイロット事業」を行うなど、公的分野におけるボランティアやNPOとの協働を推進する。
- ③ にぎわい創出や地域文化活動などの県民の自主的な「元気とやま」創造のための活動を支援する。
- ④ 地域や団体の活動リーダーが共同して実施する自然体験やボランティア体験講座を支援することにより、地域づくりを担う人材の育成に積極的に努める。

(4) 美術館等の観覧料の無料化による文化振興等や各種手続きの利便性の向上

① 入館料の減免

ア 県立の美術館、博物館等において、児童・生徒、障害者の観覧料を年間を通して無料とする。(土日、祝日は既に実施済)

イ 中央植物園で4月から6月の間、大人の入場料を600円から400円とし、料金水準と利用者数の関係について調査する。

② 施設の利便性の向上

ア 県立図書館を土日に加えて、祝日(元日以外)も開館する。

イ 立山カルデラ砂防博物館の開館時刻を9月10月の土日祝日について、ゴールデン
ウイークや夏休みと同様に繰り上げる。(AM9:30 → AM8:30)

ウ 近代美術館の企画展において、視覚障害者への言葉の美術鑑賞会を開催する。

③ 県民サービスの向上

建設業者の許可申請書や宅地建物取引業者名簿など閲覧に供している15件の台帳等の閲覧時間を拡大する。(AM8:30からPM5:00まで)

VII 地方分権の推進や市町村・地域の自立と支援

1 基本的な考え方

国、県、市町村における役割分担の明確化を図るとともに、自主的な市町村合併の取組みに対する支援や隣接県等との連携など、広域行政を推進する。

2 平成17年度の主な実施内容

主なポイント

- 1 「富山県市町村合併支援方針」に基づき、**自主的な市町村合併の取組みに対し支援**
- 2 **市町村への権限移譲**

(1) 地方分権の推進

- ① 地方分権のための税源移譲などの三位一体改革等、地方行財政制度の見直しに適切に対応する。
- ② 個性豊かで、活力ある地域づくりや人材育成等への支援や市町村との人事交流を促進し、県と市町村の相互協力関係を充実する。
- ③ 「市町村の合併の特例等に関する法律」（いわゆる合併特例新法）や「富山県市町村合併支援方針」に基づき、**自主的な市町村合併の取組みに対し支援**する。
- ④ 国と地方のあり方、市町村合併後の県の事務や組織等のあり方などについての研究を進める。
- ⑤ **市町村への権限移譲**を進める。
17年度に移譲 公衆浴場基準条例に基づく事務等8項目、14の事務権限を移譲
(H16.12月末で836の事務権限を移譲済み)

(2) 広域行政の推進

観光振興、災害対策、交通基盤整備、環境対策等に関する隣接県との具体的な連携・協力の推進など広域行政を推進するとともに、府県合併・道州制等に関する研究を進める。

第3 実効性のある行政改革の推進

— 行革に関する新たな委員会の設置と行革の推進 —

今後早急に検討すべき課題として、より一層の事務事業の見直しをはじめ、出先機関を含めた県の組織の更なる見直し、民間と競合する施設や利用が少ない施設のあり方の検討、県が直接管理している公の施設への指定管理者制度の導入、県立大学や試験研究機関についての地方独立行政法人化の検討などがある。

これらの検討にあたっては、現場の声や納税者の目線を重視し、新年度早々に設置することとしている行政改革に関する新たな検討委員会において、専門家や県民の意見を伺いながら、オープンな形で議論し、実効性のある行政改革を行いスリムで効率的な県政の早期実現をめざすこととしている。

○ 附属資料

- ・別表第1：組織機構の見直し内容
- ・別表第2：事務事業の見直し等における主なもの